

各都道府県知事  
（市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市市長  
（人事担当課扱い）

】 殿

総務省自治行政局公務員部長  
（公印省略）

平成31年度における東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震被災市町村に対する市区町村職員の中長期（復旧・復興事業）の派遣について

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震による被災市町村に対する人的支援につきましては、各地方公共団体において、被災市町村の事情を御理解いただき、厳しい行財政状況の下、積極的に対応していただいているところであり、改めて深く感謝申し上げます。

被災市町村においては、任期付職員の採用をはじめとする人材確保に向けた様々な取組が行われているところですが、依然、広範な職種にわたって復旧・復興事業に従事する職員が不足する状況にあり、平成31年度におきましても、全国の地方公共団体からの職員の派遣が必要となっています。

このため、今般、全国市長会及び全国町村会から各会員団体に対し、平成31年度における被災市町村への職員派遣について、別添1及び別添2のとおり派遣依頼がなされました。

各市区町村におかれましては、被災市町村の窮状を御賢察いただき、下記の事項にも御留意の上、被災市町村に対する職員派遣について、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しこの旨伝達をお願いします。

## 記

1 全国の地方公共団体においては、効果的な職員派遣のために以下の例をはじめとした様々な対応がとられているところであり（総務省のホームページを参照※）、こうした事例も参考にいただきながら、被災市町村のマンパワー確保に御尽力願いたいこと。

- (1) 各都道府県の市区町村担当課や市長会・町村会が調整役となり、市区町村がローテーションを組んで派遣する。
- (2) 行政実務の経験がある退職した元公務員等を一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員として採用し、被災地方公共団体に派遣する。また、地方

公務員法に基づく再任用職員を被災地方公共団体に派遣する。

(3) 被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員、地方公務員法に基づく再任用職員を充てる。

- 2 復興庁からは、各都道府県及び各指定都市に対して、別添3のとおり、東日本大震災被災団体への職員派遣についての協力依頼を行っていること。
- 3 厚生労働省からは、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局に対して、別添4のとおり、東日本大震災被災市町村への保健師派遣についての協力依頼を行っていること。
- 4 農林水産省からは、各都道府県農業農村整備担当部局に対して、別添5（文面が同じであるため、代表例として東北農政局分を添付。）のとおり、平成29年7月九州北部豪雨及び平成30年7月豪雨被災市町村への農業土木系職員派遣についての協力依頼を行っていること。
- 5 水産庁からは、各都道府県水産基盤整備事業担当部局に対して、別添6（文面が同じであるため、代表例として北海道分を添付。）のとおり、東日本大震災被災市町村への漁港関係職員派遣についての協力依頼を行うこととしていること。
- 6 国土交通省からは、都市局から各地方整備局等を通じて各都道府県・指定都市都市計画・都市整備担当部局に対して、別添7（文面が同じであるため、代表例として北海道開発局分を添付。）のとおり、東日本大震災被災市町村への市街地復興に関する職員派遣についての協力依頼を行うこととしていること。また、水管理・国土保全局から各都道府県・指定都市土木主幹部局に対して、別添8のとおり、平成30年7月豪雨等被災市町村への土木系職員派遣についての協力依頼を行っていること。

※総務省ホームページ「東日本大震災被災地方公共団体への職員派遣の取組例について」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000208135.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000208135.pdf)

連絡先

公務員部公務員課 三谷

電話 03-5253-5230（直通）